介護保険制度における
住宅改修の手引き

令和５年４月発行

淡路市　長寿介護課

１　介護保険住宅改修の概要

介護保険住宅改修費支給制度とは、要介護（要支援）状態になった人が、可能な限り、居宅でその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう支給される介護給付です。
利用者が暮らしやすい住環境を整えるためには、利用者の身体状況、日常生活の様子、住宅の状況などを総合的に勘案したうえで、住宅改修を行っていく必要があります。

１　給付対象者
淡路市の被保険者であり、要介護（要支援）認定を受けた被保険者です。
（被保険者証資格のみの人、および認定申請の結果、非該当（自立判定）の方は給付を受けられません。）

☆１つの住宅に複数の要介護認定を受けた被保険者がいる場合は？
⇒１つの住宅について同時に複数の被保険者による住宅改修を行う場合は、それぞれの被保険者ごとに必要な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行います。例えば、共用の居室や廊下等の場合は、いずれか一方が支給申請を行います。同一の改修範囲を重複して申請することはできません。
（例）便器の取替えに 25 万円かかる場合、夫の上限額を超えた分を妻が申請することはできません。

２　支給要件　　※（１）（２）いずれにも該当すること
（１）居宅要介護（要支援）者が現に居住する住宅（＝被保険者証に記載された住所地）について住宅改修が行われること。
※被保険者証記載以外の住所地は認められません。必ず、被保険者証に記載されている住所地を確認してください。新築・増築、また一時的に身を寄せている住宅の改修は対象外となります。

（２）居宅要介護（要支援）者の心身の状況や住宅の状況等に照らして必要な改修であること。

３　介護保険給付費（支給額）
（１）支給限度基準額は、要介護状態区分（要介護・要支援）に関わらず一律２０万円（上限）です。一度に使い切ることなく、数回に分けて利用できます。
※２回目以降の支給限度基準額は、前回改修の残額となります。

（２）介護保険対象工事費の総額と支給限度基準額とを比べて、少ない方の額（支給対象額）に保険給付率（通常 90/100、一定以上所得者は 80/100）を乗じて得た額（小数点以下切捨て）が給付額になります。
（例）自己負担１割の場合　20 万円×0．9＝18 万円（上限）

※負担割合の判断基準日は、領収日（領収書記載日）となります。
※介護保険料の未納により給付額減額となっている場合は、保険給付率が 70/100 になる場合があります。必ず被保険者証の記載を確認してください。
※過去に住宅改修費が支給されていて、残額が不明な場合は、被保険者本人または家族、ケアマネジャーから長寿介護課へお問い合わせください。

《規定の例外となる場合》

① ３段階リセットの例外

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、３段階以上要介護状態区分が上がった場合は、１回に限り、改めて支給限度基準額（２０万円）までの住宅改修費の支給を受けることができます。

初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分	３段階以上上がった要介護等状態区分
要支援１　または　要支援２（第１段階）	要介護３（第４段階） 要介護４（第５段階） 要介護５（第６段階）
要支援２　または　要介護１（第２段階）	要介護４（第５段階） 要介護５（第６段階）
要介護２（第３段階）	要介護５（第６段階）

㊟：住宅改修着工日の要介護等状態区分で判断されますので、要介護等状態区分が上がった時点で住宅改修を行わないと適用されません。その後、要介護等状態区分が下がり、その時点で住宅改修を行っても適用されません。

㊟：「３段階リセットの例外」が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があっても、リセット後の支給限度額は２０万円のみとなります。

（例）　初回住宅改修　　着工日　Ｈ１８年３月２日　　状態区分：要支援２
支給対象金額：110,000 円（残額 90,000 円）

１）H21.5.1～H22.4/30 の状態区分：要介護４
⇒この期間に住宅改修をすると、リセットが適用され支給限度額が２０万円になる。（残額の 90,000 円は消えるので、290,000 円にはならない）

２）その後、H22.5/1～H23.4/30 の状態区分：要介護３
⇒この時点で住宅改修をしても、初回改修着工日時点の要支援２に比べて３段階以上あがっていないためリセットは適用されず、支給対象額は前回の残額 90,000 円となる。

② 転居リセットの例外
転居した場合（被保険者証記載の住所地が変更した場合）は、改めて支給限度基準額（２０万円）までの住宅改修費の支給を受けることができます。
なお、転居前の住宅に戻って（被保険者証の住所が再度戻った場合）再び住宅改修を行った場合は、転居前住宅の支給限度基準額の残額が算定対象になります。

（例）①H19.5 月に〇〇町 1-15 で住宅改修　支給対象額 120,000 円（残額 80,000 円）

②H20.9 月に△△町 2-2 へ転居　☞リセット　⇒支給限度基準額 200,000 円
（残額の 80,000 円は消える）

③H22.3 月に再び〇〇町 1-15 へ戻ったとき⇒支給限度額は①の残額 80,000 円

４　支給方法
住宅改修費の支給方法は、「償還払い」「受領委任払い」となります。
〇償還払い　（介護保険法で規定されている方法）
被保険者が住宅改修に要した費用を全額支払ったのち、保険給付額を淡路市から被保険者に支給する方法です。

〇受領委任払い　（保険者である淡路市の運用による方法）
被保険者は工事全体の金額から介護保険給付費を除いた金額を施工業者に支払い、後日保険給付費を淡路市から直接受領を委任された施工業者に支給する方法です。

５　住宅改修の種類

厚生労働省の解釈通知では『住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者等の均衡等も考慮して、手すりの取り付け、床段差の解消等比較的小規模なものとした』とあり、以下の種類が定められています。

（１）手すりの取り付け

① 廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置する。

② 手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等、適切なものを取り付ける。

③ 取り付けに際し工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む）を伴うものをいい、福祉用具貸与にあたる「手すり」は除かれる。

<u>対象とならないものの例</u>

〇福祉用具貸与にある「手すり」

・居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取り付けに際し工事を伴わないもの。

・便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取り付けに際し工事を伴わないもの。

〇福祉用具購入にある入浴補助用具としての「浴槽用固定式手すり」

〇既存の手すりが老朽化したことによる付け替え。

〇<u>下駄箱等の固定されていない家具への手すりの取り付け</u>

（２）段差の解消

① 居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するためのもの。

・敷居を低くする工事

・スロープを設置する工事

（淡路市でのスロープの傾斜勾配基準は<u>自走８％・介助あり１２％</u>）

・浴室の床のかさ上げや、浴槽の高さを低くする工事

・階段の段数を増やして段差を低くする工事

・傾斜のきついスロープを緩やかなスロープに取替える工事　など

② 取り付け工事に際して固定することが必要。

対象とならないものの例

〇「すのこ」については本来固定するものではないので、固定しても対象外です。

・「浴室内すのこ」「浴槽内すのこ」の設置　⇒　福祉用具購入「入浴補助用具」

〇昇降機、リフト、段差解消機等、段差を解消する機器を設置する工事。

またそれにより生じた段差の解消工事、付帯工事も対象外です。

〇必要最小限を超える居室・廊下のかさ上げ

（歩行能力がある人が全床嵩上げをする場合などが対象外となります）

（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

① 居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更

② 浴室においては床材の滑りにくいものへの変更

③ 通路面において滑りにくい舗装材への変更　など

対象とならないものの例

〇浴室の滑り止めマットのように、本来置くだけで足りるものを貼り付けて使用しても対象外です。

〇傷んだ床の張り替えなど、老朽化や物理的、科学的な摩耗、消耗を理由とするもの。

〇階段に滑り止めのために素材を張り付ける場合は、踏面部分は対象となりますが、蹴上部分は必要がないため対象外となります。

〇普段使用していない床や通路を移動手段として使用するなどの場合の、通路新設に該当する工事。

（４）引き戸等への扉の取替え

① 開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンドア等に取替え

② ドアノブの変更、戸車の設置、吊り元の変更等

③ 扉の撤去

④ 扉の新設が扉位置の変更に比べて安価な場合は、扉の新設も対象となる。

（新設の方が安価であることがわかる資料（見積書等）の添付が必要）

対象とならないものの例

〇引き戸等への扉の取り替えに合わせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は保険給付の対象外となります。

〇建てつけが悪い、変形して開きにくい等、老朽化を理由とするもの。

〇水道蛇口、水栓金具等の交換。
〇扉がない場所に扉を新設するもの。
〇扉の使用には支障がなく、間口を拡げることを目的としたもの。

（５）洋式便器等への便器の取替え
① 和式便器を洋式便器に取替える場合。
② 洋式便器から利用者の身体状況に見合った洋式便器に取替える場合。
③ 障害に適応するよう洋式便器の位置や向きを変える工事。

対象とならないものの例
〇「腰掛便座」の設置　⇒　福祉用具購入
〇「補高便座」の設置で事足りる洋式便器から洋式便器等への取り換え
〇既に洋式便器である場合、暖房機能や洗浄機能等付加機能のみを目的として取替えるのは対象外となります。

（６）その他（１）から（５）の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
住宅改修をするうえで、どうしても必要となる工事に限られ、それぞれ以下のものなどが考えられます。
① 手すりの取り付け
・手すりの取り付けのための壁の下地補強
② 段差の解消
・敷居撤去による扉の補修工事
③ 床又は通路面の材料の変更
・床材変更のための下地の補修や根太の補強、通路面の路盤の整備
④ 扉の取替え
・扉の取り替えに伴う壁又は柱の改修工事
※うち内装工事は除きます。
⑤ 便器の取替え
・便器の取替えに伴う給排水設備工事
・便器の取替えに伴う床材の変更

対象とならないものの例
〇便器交換に際し、非水洗から水洗化又は簡易水洗化に係る工事
〇手すりの設置に伴い、壁全体のクロスを張替えた場合は、手すり部分のみが対象。
〇洗浄機能付便座の設置に伴うコンセント設置や水道配管工事等。
〇浅型浴槽への取替えに際し、給湯器（釜）を取替えた場合の購入費用や設置費用。

２　支給申請の手続き

介護が必要な人が暮らしやすいように住宅を改修するには、心身の状態、予測される病状等の変化や介護者の状況などをよく勘案したうえで、福祉用具の利用など他の介護サービスの利用も含めて総合的な計画を立てる必要があります。
利用する際は、上記趣旨に沿った住宅改修かどうか、本人、家族、ケアマネージャー、工事業者等関係者がよく話し合って、適切な改修計画を立ててください。

工事前《工事着工前　申請書類》

（１）工事着工前に事前相談をしてください。

㊟必ず着工前に事前相談をしてください。事前相談をしないと支給されません。

①「介護保険住宅改修費支給申請書」

②「住宅改修が必要な理由書」

・住宅改修の必要性を判断するうえでの重要な資料になります。
要介護者の心身の状況、介助方法、日常生活上の動線、居住環境の現状、福祉用具の導入状況等を見て、住宅改修がなぜ必要なのか、改修を行うことで困難な動作や状況がどのように改善されるのかを確認、把握したうえで、具体的に詳しく記載してください。
（例）寝室からトイレまでの廊下に段差が多く、伝い歩きでは不安　⇒
寝室と廊下、廊下とトイレに各約３㎝の段差があり、つまづきやすい。

・段差解消については、敷居を撤去して平らにする、かさ上げ、式台設置、スロープ設置など具体的に記載、段差の高さ、なぜ改修が必要なのかを具体的に記載してください。
淡路市でのスロープの傾斜勾配基準は、自走８％・介助あり１２％です。
段差の高さ、スロープ開始地点から最終地点までの距離を明記してください。
・入院中の事前申請の場合は、理由書に退院予定日を明記してください。
（作成者は、原則、居宅サービス又は介護予防サービス計画を作成して個別の利用サービスを総合的に把握している介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員（ケアマネージャー）です。）

③「住宅改修の承諾書」　（同居されている場合は不要です）

・『申請者』は被保険者又は成年後見人です。

・申請者と住宅所有者が異なる場合は「住宅改修の承諾書」が必要です。

・公営住宅などは所定の様式を定めている場合がありますので、ご注意ください。

④「工事費見積書」

・平成３０年７月１３日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長通知により、介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員は利用者に対し複数事業者から見積もりを取るよう利用者に対して説明することと改定されています。

・工事予定箇所ごとに工事内容等を明記し、材料費・施工費を適切に区分して記載します。「一式」ではなく、詳細に記入してください。

・介護保険対象工事種別を明記し（「１」手すりの取り付け・「２」段差の解消・・等）、必要に応じて、保険対象部分が適切に算出されたことがわかるようにその算出方法を明示します。

・介護保険対象外の工事が含まれている場合は、対象費用と対象外費用を明確に区別してください。

※書類作成費（図面、写真代）、現場調査費、現場管理費、工事管理費は対象外となります。

⑤「介護保険住宅改修　現況（改修前）写真」

・改修前の現状の写真を貼り付けます。

・住宅改修予定箇所ごとに必ず撮影日付を入れて撮影してください。

※撮影日がないと受付できませんので、ご注意ください。

・状況に応じて、遠景・近景に分けて撮影するとともに、１枚で表示できない場合は分割して全体を表示するものとし、改修箇所を特定します。

・段差などはメジャーを写し込むなどして、数値が分かるように示してください。

・手すりの取り付け位置、施工範囲、便器の取付位置などの改修内容を記入します。

・写真の番号は、「住宅改修箇所平面図」の撮影ポイント及び「工事費見積書」と一致させてください。

⑥「介護保険住宅改修箇所　平面図（計画図）」

・日常生活上の動線がわかるように、住宅改修箇所を中心に家屋の間取り図をできるだけ詳しく記載し、住宅改修の工事種別、箇所の概略を記載してください。

・長さ、幅、奥行き、高さ等も記載してください。

・「段差の解消」等、平面図で作成が困難な場合は、適宜側面図（立面図）を作成し

てください。

⑦カタログ等の写し

（２）事前相談の審査後、担当ケアマネージャーへ着工許可の連絡をします。

㊟必ず、着工許可の連絡があったことを確認したうえで着工してください。

☆着工許可が出た後に、何らかの事情で改修工事を行わないことになった場合は、長寿介護課までご連絡ください。

☆事前相談をした住宅改修の内容と、実際の工事内容に変更が生じたら、軽微な内容であってもすぐに長寿介護課までご連絡ください。変更内容によっては、再度事前申請の必要があります。
工事完了後に変更があったことが判明した場合は、原則給付対象外となりますのでご注意ください。

工事後《工事完了後　提出書類》

（１）工事が完了し、工事費用の支払いが済めば、実績報告をします。
入院中に工事をされた場合は退院後に申請して下さい。着工日と完成日が違う場合は、完成時にご連絡ください。

①「介護保険住宅改修　改修後写真」
・改修後の写真を改修箇所ごとに、改修前と同じ位置から撮影日付を入れて撮影します。カメラに日付を入れる機能がない場合は、黒板等を使い、撮影年月日がわかるようにしてください。
・改修前写真と比較することで改修の状況がわかるように写してください。
・段差解消では、段差解消されていることがわかるように写してください。
踏み台設置の場合は、留め金具がわかる写真も必要です。

②「工事費内訳書」
・実際に工事に要した費用の内訳を「工事費見積書」と同様に作成します。

③「領収証」
・必ず原本をご提示ください。原本の返却をご希望の時は、確認後コピーを取って

からお返しします。

・「領収証」の宛て名は被保険者氏名（フルネーム）、但し書き「住宅改修費として」が必要です。

・事前申請の見積書と同額であること。金額を訂正印などで訂正したものは受付できません。

（２）淡路市での審査の後、適正と確認されれば、「介護保険支給決定通知書」を送付します。

原則、工事完了後の申請月の２カ月後の毎月２０日支給となります。
（休日が重なる場合は、前営業日へずれます）
※審査の関係上、ずれることもありますので、ご了承ください。

☆工事着工前相談と工事完了後申請の両方の提出で、支給申請が完結します。
工事代金を全額支払ってから２年を経過すると、時効により支給できませんので、工事代金支払い後は忘れずに工事完了の報告をしてください。

＊現地調査について＊

支給申請書類を審査するうえで書面ではわかりにくいことがあった場合や、適正な工事が行われているかを確認するため、現地調査を行うことがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。
また、現地調査や書類審査に時間がかかることがありますので、ご了承ください。

＊ご留意いただきたいこと＊

同じ要介護等状態区分でも身体状況はそれぞれ異なります。日常生活の様子も、住宅の状況による生活動線も異なります。それらの要素を勘案したうえで必要な改修であるかどうかを判断します。給付対象の可否は、利用者（要介護者）の状況によって異なるものであることをご理解ください。